

令和6年度第1回特別支援学校における医療的ケア運営協議会協議（概要）

実施日 令和6年7月23日（火） 15時40分～16時30分

特別支援教育課

1 開会

2 あいさつ

3 協議

(1) 特別支援学校 学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒へのガイドラインの課題について

○「幼稚園、保育園、小中学校で保護者の付き添いなしで登校している児童生徒の特別支援学校への入学に際して安全かつ迅速なガイドラインの実施について

（事務局より）

〔現状〕

- ・ 幼保、小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が通うケースが増え、人工呼吸器対応の児童生徒もあり、市町村ごとのガイドライン等に沿って、保護者付き添いなしで通学、通園しているケースもある。
- ・ 小中学校卒業後、特別支援学校の中学部、高等部に入学する児童生徒がいる。
- ・ 幼保、小中学校で保護者付き添いなしで通園通学していた児童生徒であっても、特別支援学校入学後に、特別支援学校人工呼吸器対応ガイドラインを実施する必要がある、入学後に1から開始すると、完全実施までに時間がかかり、保護者の負担が増大する。

〔提案〕

保護者付き添いなしで市町村幼保、小中学校に通学していた人工呼吸器対応の児童生徒について、ガイドライン実施（保護者付き添い）期間を短縮できるようにする。

〔具体的内容案〕

入学前（1年間を想定）

- ・ 保護者と連絡をとり、書類作成、協力病院との連携を進める。（ガイドライン1～10）
- ・ 運営協議会①にて学校体制の整備について協議する。（ガイドライン14）

入学後（1学期内を想定）

- ・ 緊急時対応訓練を含む、職員研修からガイドラインを実施する。（ガイドライン11～13）
- ・ 保護者分離を始める。（ガイドライン16の校内別室待機まで）
- ・ 運営協議会②で、半日、1日、数日の保護者分離の実施を協議する。（ガイドライン17）
- ・ 保護者分離を段階的に実施する。（ガイドライン16の半日から、18、19）
- ・ 運営協議会③で完全実施について協議する。（ガイドライン20）

- ・完全実施に向けて保護者、学校、県で確認し、完全実施。（ガイドライン21～25）

〔短縮実施の場合の校内体制案〕

入学前

- ・特別支援学校医ケアコーディネーターを中心に、学校長、教頭、教育相談、養護教諭、医ケア実施担当（学校看護師、担任）等が連携し、児童生徒の情報を共有し、校内体制を構築する。
- ・主治医病院の地域連携部署、圏域の医ケアコーディネーターの協力を得て、協力病院との連携をとる。

（協議）

早期からの情報共有と検討体制の構築について

- ・ガイドラインの実施に関する共通理解を深めるため、質問を受け付ける。
- ・ガイドラインの実施に際して、学校体制や保護者との連携について説明。
- ・前籍校や訪問看護師からの情報提供が重要。保護者の不安や誤解を解消するための説明会の開催を提案。
- ・入学前から保護者と関わり、相談を重ねることの重要性を強調。
- ・市町村の引き継ぎ方法についての情報共有を希望。

常勤看護師の配置や医ケアコーディネーターの役割について

- ・常勤看護師の配置が必須であることを強調。担任と養護教諭だけでは限界があり、専門的な知識を持った看護師の支援が重要。
- ・常勤看護師の配置が信頼関係の構築に不可欠。
- ・常勤看護師の配置が絶対に必要。
- ・常勤看護師の追加配置は予算的に難しいが、年度末の予算を活用する可能性を示唆。
- ・医ケアコーディネーターが中心となり、前籍校や協力病院との連携を図る。

保護者の不安や期待に応えるための説明会や情報提供の必要性

- ・保護者の不安や誤解を解消するための説明会の開催を提案。
- ・保護者に過度な期待を持たせないようにすることが重要。
- ・保護者との連携を強化し、早め早めの対応で負担を軽減することを提案。
- ・保護者の期待感に応えるため、段階的な移行計画の重要性を指摘。
- ・保護者の不安を解消するため、就学前からの情報共有と検討体制の構築が鍵であると指摘。

このように、特別支援学校への入学に際して安全かつ迅速なガイドラインの実施に向けた具体的な意見が交わされた。